

検査業務関係について

独立行政法人
自動車技術総合機構
近畿検査部

注意事項

- この資料に記載されている内容につきましては、適用される年式、車種等、すべてに対応しているわけではありません。詳しくは「独立行政法人 自動車技術総合機構 審査事務 規程」をご覧ください。
- <http://www.naltec.go.jp/publication/regulation/shinsajimukitei.html>

OBD検査について

OBD検査とは

- OBD検査は、検査用スキャンツールを用いて車両から読み出す特定DTC（保安基準不適合となる故障コード）等に基づき、OBD検査システムが自動で合否判定する仕組みです。
 - OBD検査の対象となるのは、令和3年10月以降に指定※を受けた型式指定自動車、多仕様自動車で、電子制御システムが搭載された5装置（排ガス対策、安全系各装置）が対象となっています。
- ※新型車（いわゆるニューモデル）が対象。輸入車（PHP、並行車は対象外）については令和4年10月以降の指定。



<OBD検査の適用車>

- 令和3年10月（輸入車は令和4年10月）以降の新型車（型式指定車、多仕様車）

<OBD検査の適用除外車>

- 二輪自動車、側車付二輪自動車
- 被けん引自動車
- 大型特殊自動車
- 保安基準細目告示1節適用外自動車（並行輸入車、PHP車、組立車、試作車等）

※輸入車の型式指定車はOBD検査対象

<OBD検査の対象装置>

- かじ取装置（高度運転者支援ステアリングシステム）
- 制動装置（ABS、ESC、EVSC、BAS、AEBS）
- 車両接近通報装置（AVAS）
- 自動運行装置
- 排出ガス発散防止装置



規程9-13より作成

P209~P214

OBD検査の対象車

- OBD検査対象車の車検証には、「OBD検査対象」の記載があります。
- OBD検査対象の記載がある車両のうち、「OBD検査開始年月日」以降の検査時にOBD検査を実施する必要があります。（初度登録（初度検査）年月から10月を経過していない場合はOBD検査不要）



<車検証ICタグ情報>

備考

OBD検査対象車

[OBD検査開始年月日] 令和8年8月19日

（記録事項を出力した紙又は車検証閲覧アプリで確認可能）

（検査例）

検査日が令和8年8月1日 → OBD検査は**不要**

検査日が令和8年9月1日 → OBD検査が**必要**

<車検証券面記載>

備考

OBD検査対象

検査要否は

システム・アプリで確認可能

OBD検査結果参照システム

検査対象型式検索

型式: (必須) (完全一致)

初度登録年月または初度検査年月: 令和 年 月

検索

OBD検査モード

検査要否確認

OBD検査結果参照システム
(<https://www.epti-info.naltec.go.jp/>)

特定DTC照会アプリ

具体的な車種はOBD検査ポータルで確認可



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



OBID検査に関する基準(適合条件)

- OBID検査では、排ガス対策装置と安全系装置で判定基準が異なり、排ガス対策装置の適合条件は、必要な電圧が確保されているか、また、レディネスコードが1つ以上完了となっているか等の複数の条件を満たす必要があります。
- 安全系装置については特定DTCが検出されないこと、となっており、排ガス対策装置含めてすべてが適合の場合に「OBID検査適合」となります。

(参考) OBID検査に適合となる条件 (規程9-15より作成)

装置	適合条件
排ガス対策装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ OBIDに必要な電圧が確保されている。 ・ MIL (排ガスに係る警告灯) 信号がONでない。 ・ レディネスコード※が1つ以上完了である。 ・ 特定DTCが検出されない。 ・ 通信成立性が確保されている。 <p>※ 排ガス系システムの自己診断完了時に記録されるコード</p>
安全系装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定DTCが検出されない。



排ガス (J-OBID II またはWLTP-OBID)		
電圧	○	12.3V
MIL	○	OFF
レディネス	○	適合
通信	○	成立
特定DTC	○	適合
安全		
通信	○	成立
特定DTC	○	適合

特定DTC照会アプリの表示
(OBID検査結果詳細画面)

➡ すべての条件を満たした場合に「OBID検査適合」

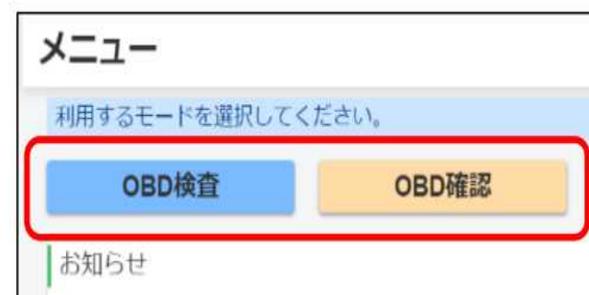
検査場でのOBD検査省略について

- 特定DTC照会アプリには、「OBD検査」モードと「OBD確認」モードがあります。
「OBD検査」モードは、指定工場で完成検査時に使用する機能、「OBD確認」モードは、OBD検査の合否を事前確認できる機能です。
- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、検査コースでのOBD検査が原則省略されます。

5日間有効

Q 「OBD検査」モードと「OBD確認」モード、結果は全く同じ？

- ・ OBD検査が必要な車両に対する実施結果は同じです。
システムで判定する方法に違いはありません。
〔 OBD検査が不要である車両に対して実施する場合は
制約があり、実際の検査で行われる判定の方法とは
一部異なります。 〕



検査場でのOBD検査省略について(続き)

Q 検査場の検査官は「OBD確認」を事前に実施したかどうかをどうやって判断する？

- OBD確認の結果は、OBD検査システムに保存されており、そのデータを検査官が持っている端末で確認する仕組みになっています。
- そのため、**実施結果を紙に印刷して持参する等の必要はありません。**

OBD検査省略だな！



Q 『原則省略』の、“原則”に当てはまらない（省略されない）場合とは？

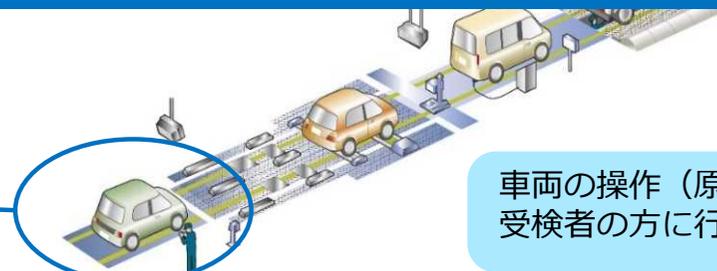
- システムが自動的に抽出し、一定の割合で「**抜き取り検査**」を実施します。
- その他、OBD確認の結果に基づき、一定の条件で抜き取りが行われる場合があります。

- 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

検査場に入場する際のお願い

検査場でのOBD検査

■ 検査コースの入口で実施します



車両の操作（原動機の始動、停止など）は受検者の方に行っていただきます。

■ 検査担当者が、検査用スキャンツールを車両に接続します



■ 検査官がOBD検査結果を端末で確認します



適合

不適合



OBD検査システム

■ 不適合の場合は、検査結果帳票を出力します

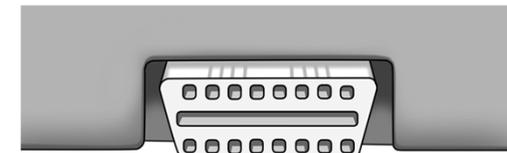
OBD検査対象車は、事前にOBD確認を実施したか否かにかかわらず
検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。



カバー



他の装置



OBD検査に関する情報・お問い合わせ先

■ OBD検査ポータル

5月26日リニューアル

OBD検査に関する総合情報ウェブサイト

- はじめてOBD検査システムをお使いいただく方向けのさまざまな情報
- 重要なお知らせ・トピックス
- 利用者管理システム・検査結果参照システムへのログイン（事業場ID申請等をあらかじめ済ませてください）
- OBD検査対象車型式（車種）一覧
- 検査用スキャンツールの認定機器一覧（（一社）日本自動車機械工具協会（外部サイト）へのリンクとなります）
- よくある質問、お問い合わせフォーム（メールでの回答となります）
- 操作マニュアル・学習教材・動画

OBD ポータル



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



■ 国土交通省

- ユーザー向けちらし
- 関係会議
- 関係法令・通達

国土交通省 OBD



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html



■ OBD検査コールセンター

オペレーターに電話で相談

0570-022-574

9:00 ~ 17:00（12月29日から1月3日を除き、年中無休）

検査時の注意点及び 最近改正された基準について

令和6年8月からヘッドライト(ロービーム)の審査方法を変更します。

- ・初回検査時はロービームのみ
- ・再入場・限定検査時はこれまでどおり

※平成10年9月1日以降に製作された自動車(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車除く。)

～令和6年7月末



測定した結果、ロービームの照射光線が**他の交通を妨げない**ことが確認できた場合に限り、ハイビーム計測を行います。

令和6年8月～

初回



初回検査時は全車ロービーム計測。
(ハイビーム計測は行いません。)

再検査・
限定検査



再入場時等は、ロービームの照射光線が、他の交通を妨げないことが確認できた場合に限り、ハイビーム計測を行います。

P215~P218

国土交通省・自動車技術総合機構・軽自動車検査協会からのお知らせ

令和6年8月

ヘッドライトテストを用いた 前照灯検査(ロービーム計測)の 移行期限を延期します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、移行する期限を令和8年8月1日に延期します。

過渡期においては、円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備・調整が整い次第、地域ごとに全車ロービーム計測に移行してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズレていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入してまいります。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト

※ 裏面もご確認ください。

ロービームの光度及び向き 適切な整備・調整のお願い

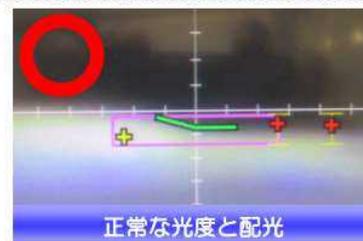
自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものも多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！



正常な光度と配光



光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



光が拡散してしまふ

相性の悪いバルブに交換

オートライト装着車の検査時のお願い

オートライト（夜間走行中に前照灯が自動点灯する車）については、検査場内を走行時に前照灯が自動で点灯する場合があります、マルチコースのスピードメーター検査時にライトでの合図ができない場合があります。

必ず、入口の検査官にオートライトの車両であることをお知らせください。

審査時車両状態におけるABSテルテールについて

一部の車種において、自己診断のため、エンジン始動時にABSテルテールが点灯/点滅し、ABSの機能が正常であれば一定の車速に達した後、消灯する構造のものがああります。

そのような構造による一時的な点灯等は、「継続して点灯又は点滅」に該当しないと判断しますので、該当する車両を受検される場合は、**検査官に申し出てください。**

P219

「審査時における車両状態」抜粋

原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない。



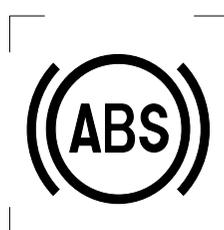
前方のエアバッグ



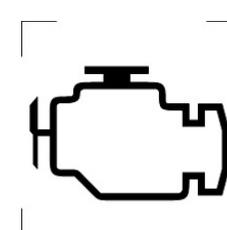
側方のエアバッグ



制動装置



ABS



原動機

二輪自動車等のアイドリング規制について

ポスト新2輪規制の二輪自動車等について、アイドリング規制の値が厳しくなっておりますのでご注意ください。

項目	CO (%)	HC (ppm)	ガス記号など
旧2輪規制 (平成11年規制)	4.5	2000	BC-、BD- (備考欄記載: 11年排ガス適合)
新2輪規制 (平成19年規制) (平成28年規制)	3.0	1000	EAL-、EBL-、ELL- (備考欄記載: 19年排出ガス適合) 2AL-、2BL-、2LL- (備考欄記載: 28年排出ガス適合)
ポスト新2輪規制 (令和2年規制)	0.5	1000	8AL-、8BL-、8LL- (備考欄記載: 令和2年排出ガス適合)

高圧ガスの燃料装置に係る審査の手法変更について

令和5年12月21日以降、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車は次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。

- ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
- ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

P223～P224

高圧ガスの燃料装置に係る審査の手法変更について

次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱います。

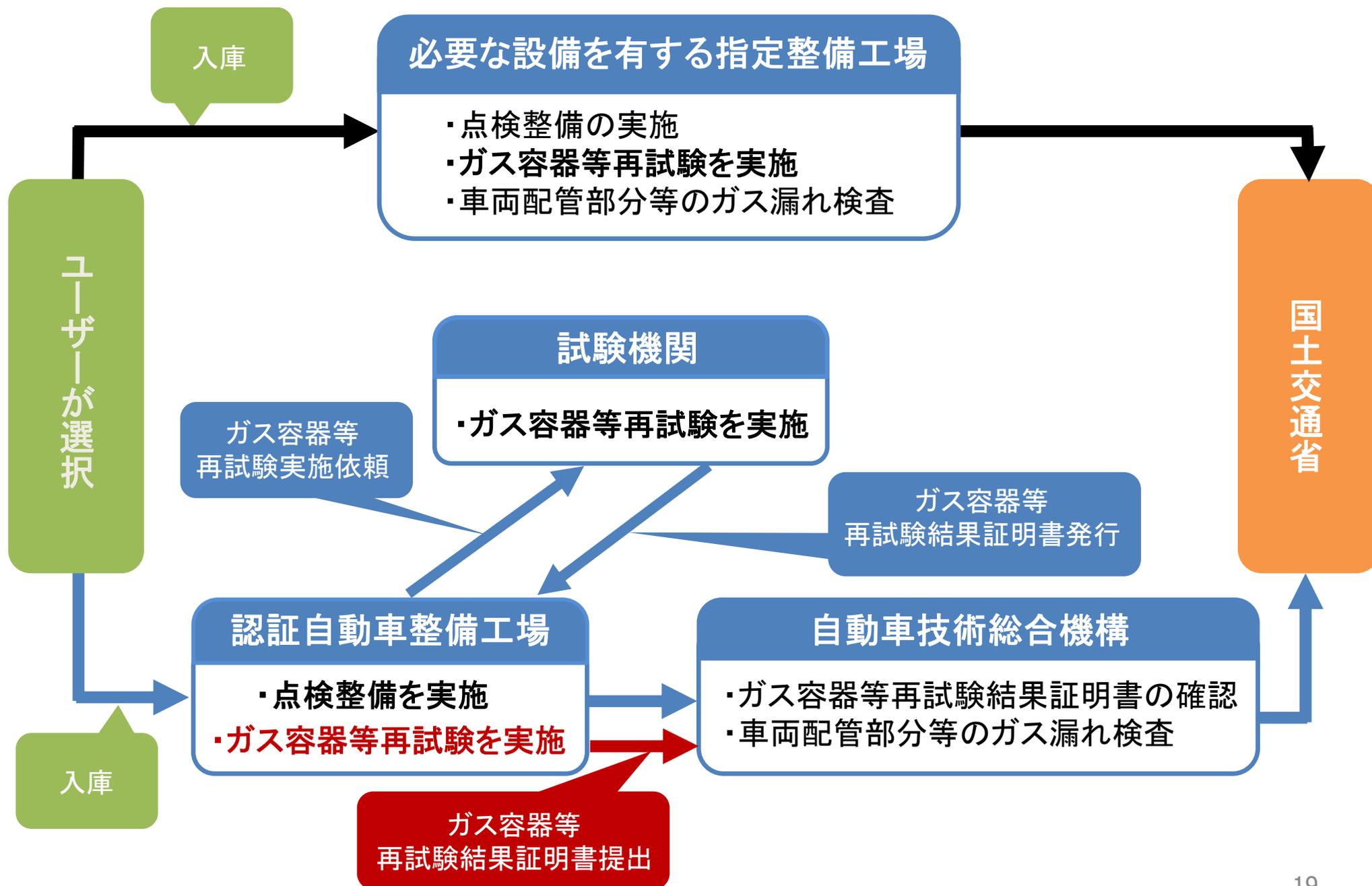
① ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限(ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年2か月後の日とする。)が審査日以降であること。

② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること。

③ ガス容器及びガス容器附属品(目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面)が著しく損傷していないこと

。

ガス容器及びガス容器付属品の再試験適合性について



高圧ガスの燃料装置に係る審査の手法変更について

様式 16 (4-25 関係)

_____ 年 ____ 月 ____ 日

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器付属品は、1.に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名: _____ 形式: _____ 車台番号: _____

1. 適合している技術基準 (ガス容器及びガス容器付属品の再試験に係る部分に限る。)

技術基準	
<input type="checkbox"/>	細目番号別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器付属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目番号別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器付属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目番号別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器付属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限
有効期限: _____ 年 ____ 月 ____ 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号	容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3
2		4

※記載欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○検査

容器証票に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載容器総括証票に記載された完備記載欄の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
断熱性試験 (液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。)	適 ・ 否

○ガス容器付属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

(1) 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。

(2) 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器付属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地: _____

確認者の氏名: _____

1. 適合している技術基準 (ガス容器及びガス容器付属品の再試験に係る部分に限る)
 - ・ 燃料の種類に応じ、適合している技術基準 (複数の燃料を用いる自動車にあつては、該当する基準) に✓が付されていることを確認する。
2. ガス容器棟再試験結果証明書の有効期限・記載されている有効期限が、審査当日以降の日付であることを確認する。
3. ガス容器一覧
 - ・ 記載されている容器の製造番号/容器の記号及び番号と提示された自動車に貼付けされている車載容器一覧証票に記載されている容器の製造番号/容器の記号及び番号が一致していることを確認する。
4. 燃料の種類に応じ対象となる項目について、「適」に○が付されていることを確認する。
5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言
 - ・ 法令にも続く書面であり虚偽記載がないこと、適切な試験機関にて発行された書面であること。

検査に先立って、事前に新規検査等届出書の審査が必要な事例 (使用過程車)

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

用途等の変更をする使用過程車等 は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車(一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。)
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの(アからエに移行する指定自動車等(乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。))及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車
 ※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの(認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。)
- ア 11人以上
- イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの(認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。)
- ア 普通から小型に変更(貨物自動車に限る。)
- イ 軽から普通又は小型に変更
- ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トンを超え11.5トン以下に変更するもの(後軸重10トンを超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。)

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

【事例1】

総重量3.5t以下の貨物自動車を架装することにより重量が増加し、車両総重量が3.5tを超えた場合。

【事例2】

型式が「不明」の並行輸入自動車の用途を「乗用」から「貨物」に変更する場合。

【事例3】

用途が「乗合」である乗車定員11人以上の自動車を、用途が「特種」の乗車定員9人以下の自動車に変更する場合。

※上記の事例以外にも、事前に新規検査等届出書を提出し、審査が必要な場合がありますので、詳細は審査事務規程をご確認下さい。

P220

新規検査等届出書の様式が変更になりました！ 並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化しました！

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

新規検査等届出書を 提出するみなさまへ

新規検査等を受検する際にご提出いただく書面について、以下のとおり変更しますのでお知らせします。

- ◇ 新規検査等の届出に用いる様式を変更します。（過渡期間が終了する令和7年9月30日までに切り替えていただきますようお願いいたします。）
- ◇ 事前書面審査の対象とならない新車の試作車又は組立車を令和7年10月1日以降に受検する場合には、新規検査等の当日に新規検査等届出書（第1号様式（その1））をご提出いただくこととします。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ 取扱い等の詳細については、当機構Webサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

NALTEC 独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲載期限 令和8年3月31日

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

並行輸入自動車の届出 に係る様式を簡素化します

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化し、令和7年4月1日から適用しますのでお知らせします。

なお、令和7年9月30日までに届出書等を提出する場合は、従前の様式を用いることができます。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ それぞれの様式の記載方法等については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

NALTEC 独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲載期限 令和8年3月31日

新規検査等届出書および並行輸入自動車届出の オンライン届出ができるようになりました！

P221~P222

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和6年10月28日(月)より並行輸入自動車の
事前書面審査の届出がオンラインで可能になります！

専用システムからなら届出が24時間可能に！！

並行輸入自動車の事前書面審査について、インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。
なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え(補正)もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手際のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。
また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

システムの概要は
以下よりご覧下さい。



<https://youtu.be/ytmNFZGVi3o>
YouTube掲載動画へのリンクです。

システムサイトへのURLにつきましては、後日、自動車機構HPよりご案内いたします。

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下の宛先までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5363-3441)

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年4月21日(月)よりオンライン届出システムにて
新規検査等届出のオンライン届出も可能になります！

専用システムからなら届出が24時間可能に！！

現在、並行輸入自動車事前書面審査に対応しているオンライン届出システムにて、新たに新規検査等届出の対応を開始します。
インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。
なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え(補正)もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手際のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。
また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

オンライン届出システムへは、以下のURL又は、
機構HPよりログインください。

<https://naltecsss.service-now.com/naltec>

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5363-3441)

システムの概要説明は
以下よりご覧下さい。



<https://youtu.be/v3khrge64Q>
YouTube掲載動画へのリンクです。

座席ベルトの非装着時警報装置の装備義務拡大について

【対象自動車】

令和2年9月1日以降の新型車

(令和2年8月31日以前の型式自動車等と装置の性能及び基本車体構造が同一である自動車等は除かれます。)

【座席ベルトの非装着時警報装置の装備が必要な座席】

- ①運転者席及びその他の座席に装備が必要な自動車
 - ・専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車
 - ・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車
- ②運転者席及びこれと並列の座席に装備が必要な自動車
 - ・専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車
 - ・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車

※補助座席、キャンピング車の2列目の座席等除外される座席もあります。詳細は、審査事務規程をご確認下さい。

直前及び側方の視界にかかる基準の変更について

【対象車両】

- ・乗車定員10人未満の乗用車
- ・車両総重量3.5t以下の貨物車

【変更内容】

①視認により確認する場合の範囲の変更

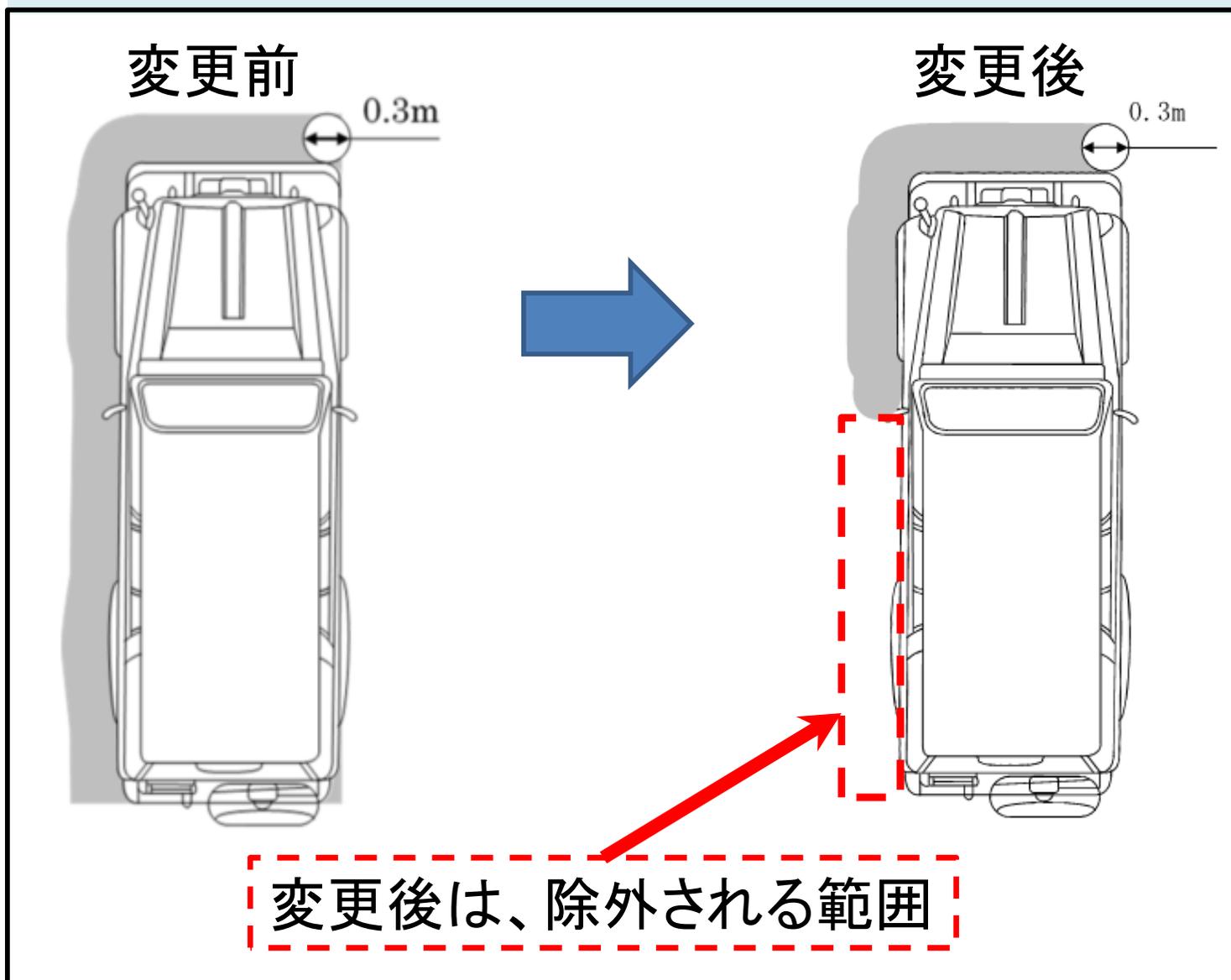
車室外に備えられた基準に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より後方の範囲が除外となります。

②検知装置(ソナー等)の使用が可能

検知装置を使用する場合は、協定規則(UN R166)に適合する必要があります。

直前及び側方の視界にかかる基準の変更について

【視認により確認する場合の範囲】



P192

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

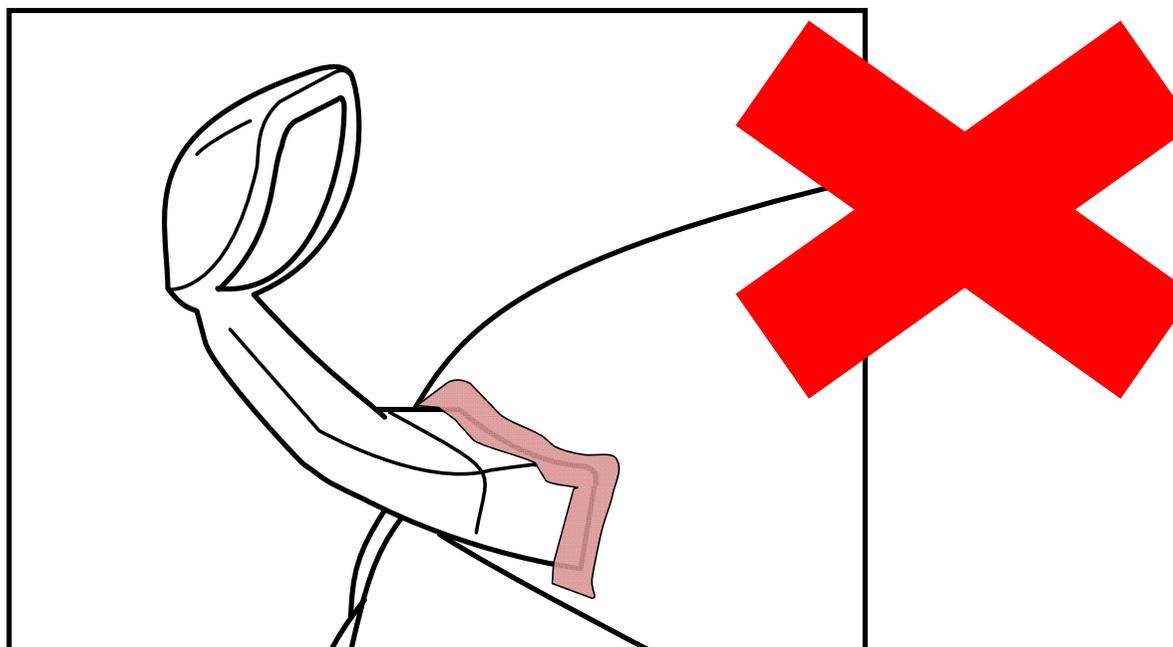
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、
次の例によるもの及びこれらに類するものは基準に適
合しません。

P194

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例1】

粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの



直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

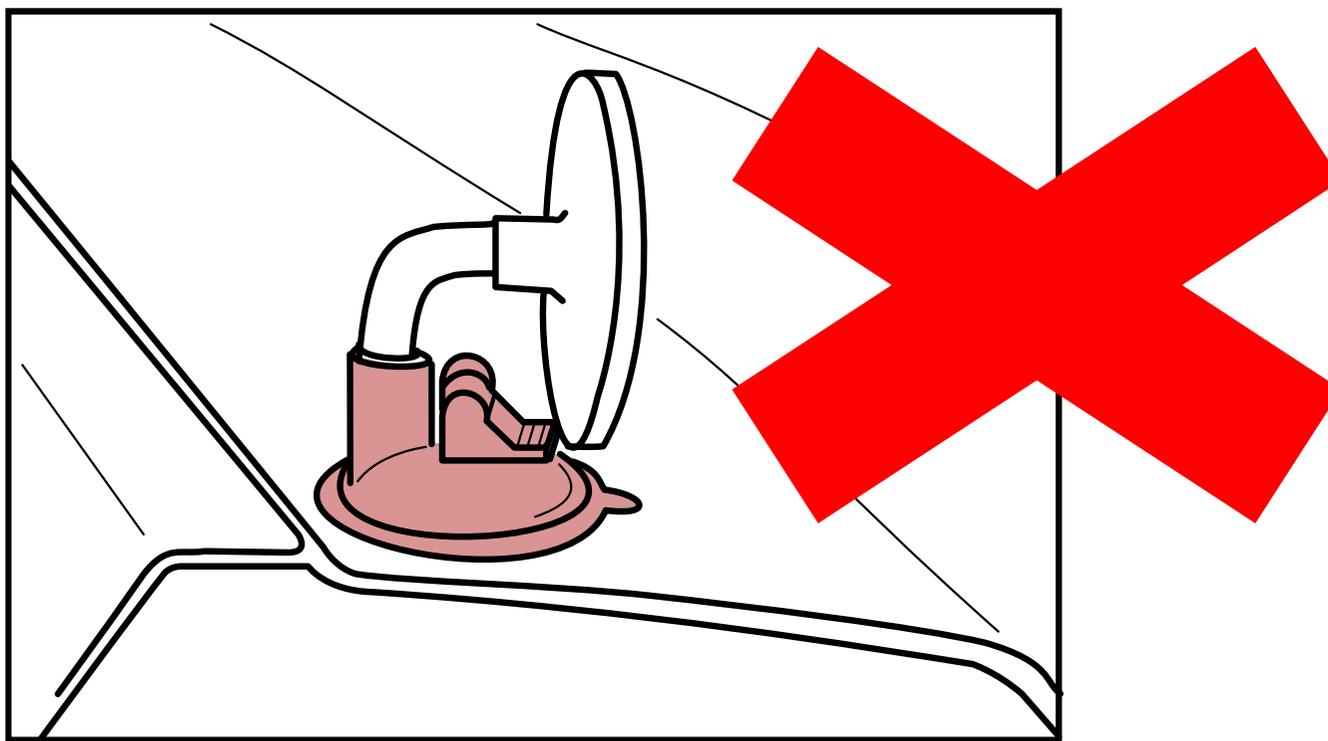
【不適合例2】

- ・挟み込み又は差込による取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの
- ・扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例3】

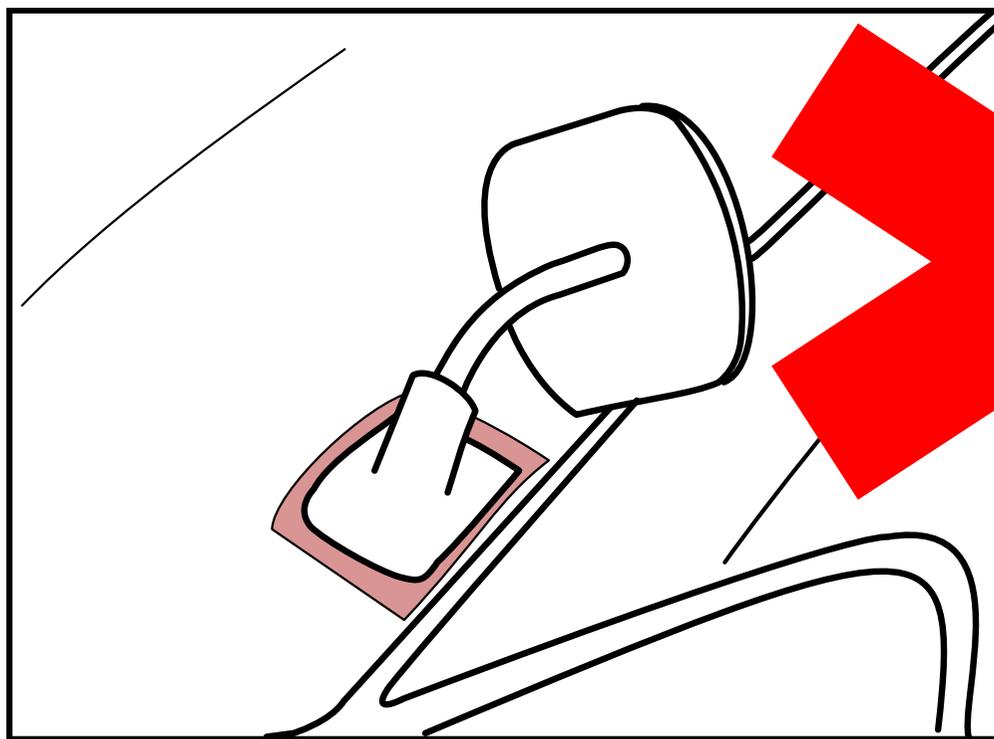
取付部が吸盤状であることが外観上明らかなもの



直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例4】

貼付けされたシート等の上に接着固定等されているもの



直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

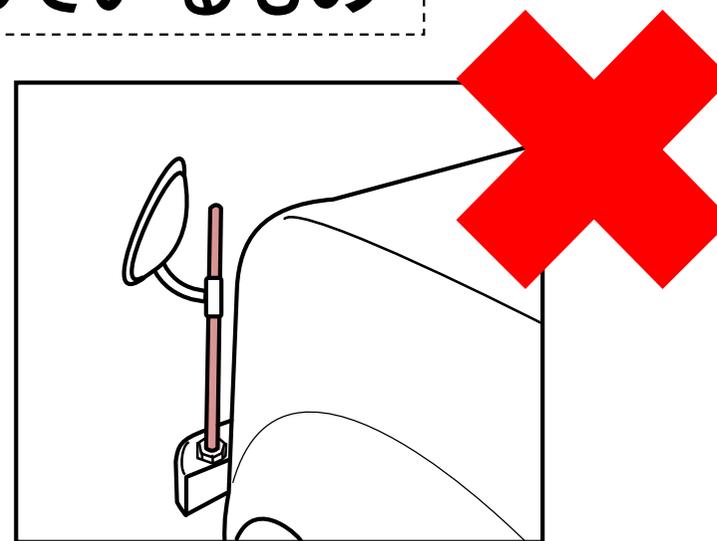
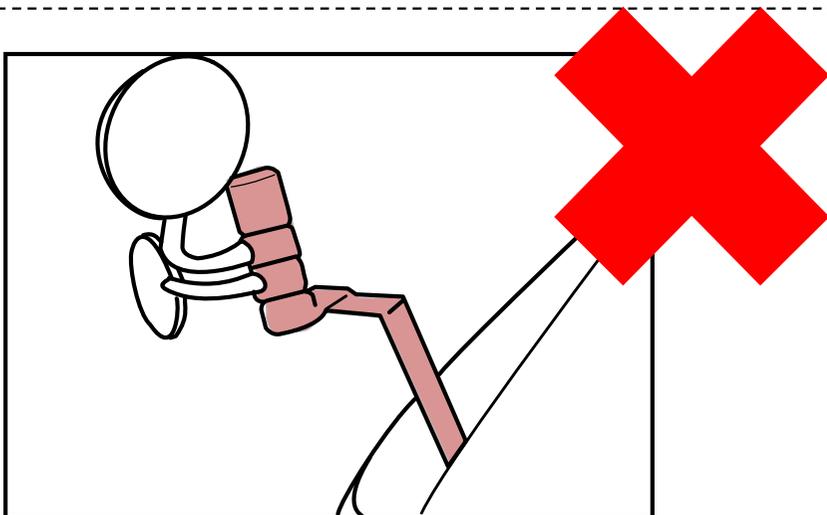
【不適合例5】

- ・手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの
- ・当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例6】

延長器具を介して取付けられているもの

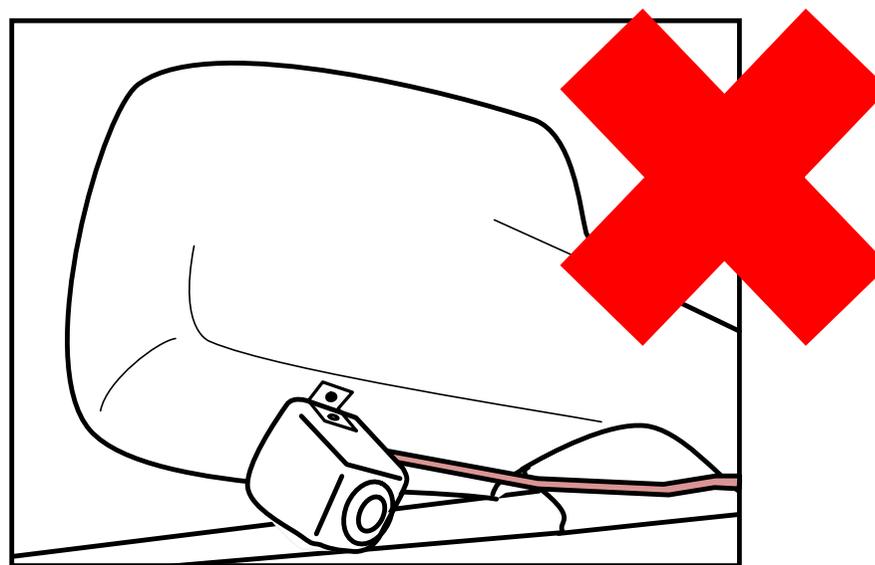


ただし、平成28年12月31日以前に製作された自動車であって溶接又はリベットにより結合され取り外すことができないもの等については、適用除外される場合もあります。詳細は審査事務規程をご確認下さい。

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例7】

カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。



ただし、平成28年12月31日以前に製作された自動車については、必要最低限の配線部分は除きます。詳細は審査事務規程をご確認下さい。

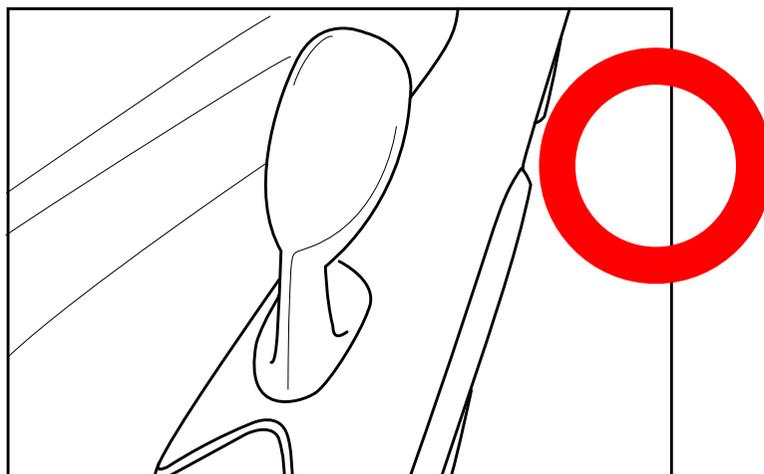
直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

平成29年1月1日以降に製作された自動車については、次のいずれかの構造を有するように取付けなければなりません。

【要件1】

- ・鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじによりバンパーを除く自動車の外側表面上に直接取り付けられていること
- ・取付部付近の自動車の最外側より突出していないこと

※原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車等にあつては、溶接、リベット、ボルト、ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

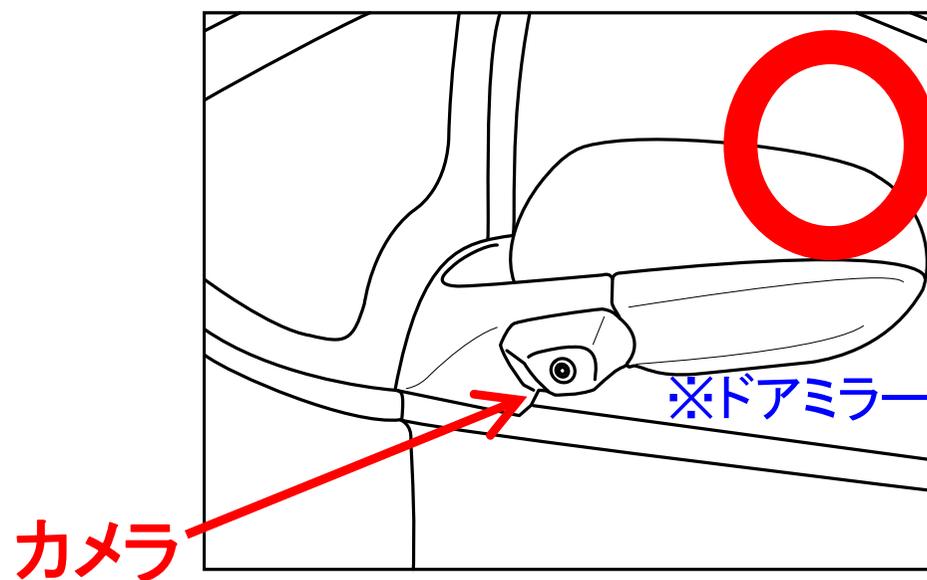
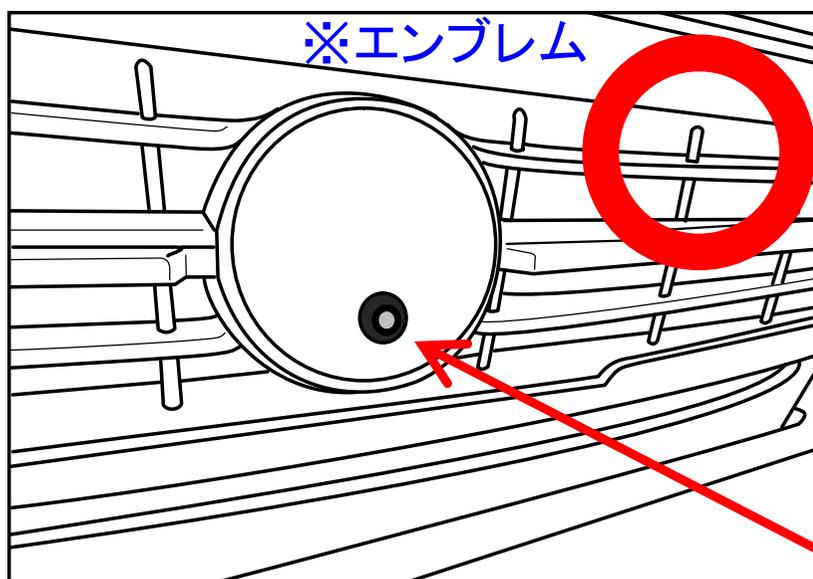


P193

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【要件2】

カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取り付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

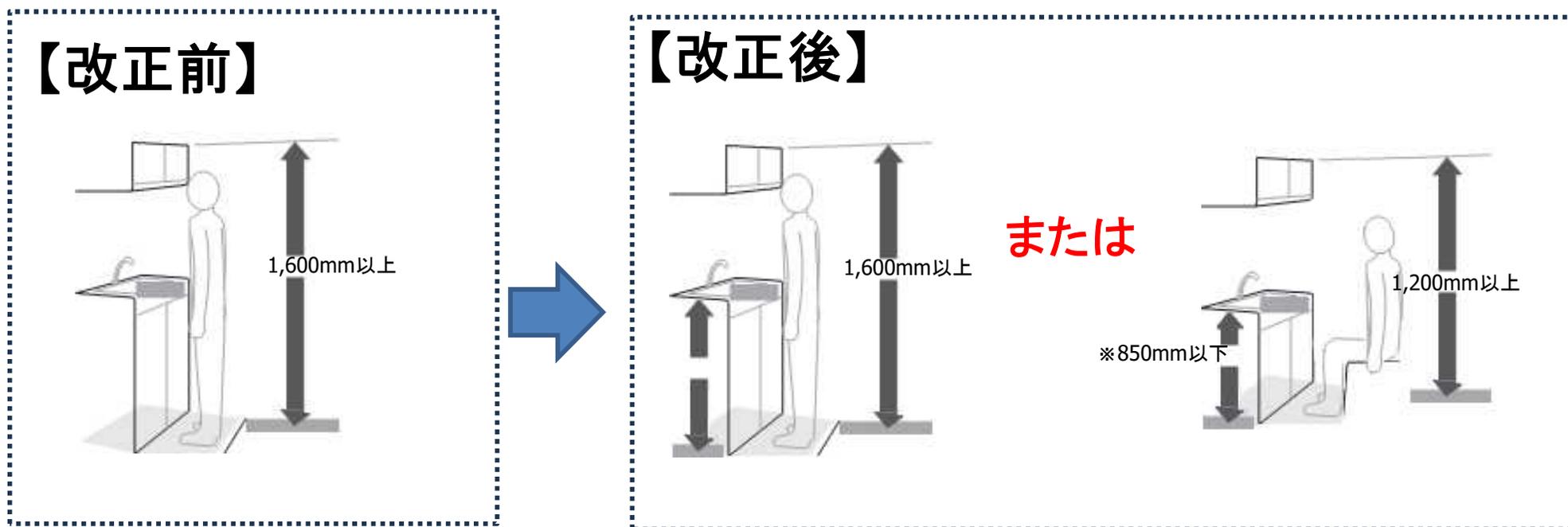


キャンピング車構造要件の見直しについて

① 水道・炊事設備を利用する床面の有効高さ見直し

着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備※について、これらを利用するための床面高さを1,200mmとしました。

※着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備は、**高さ850mm以下**。

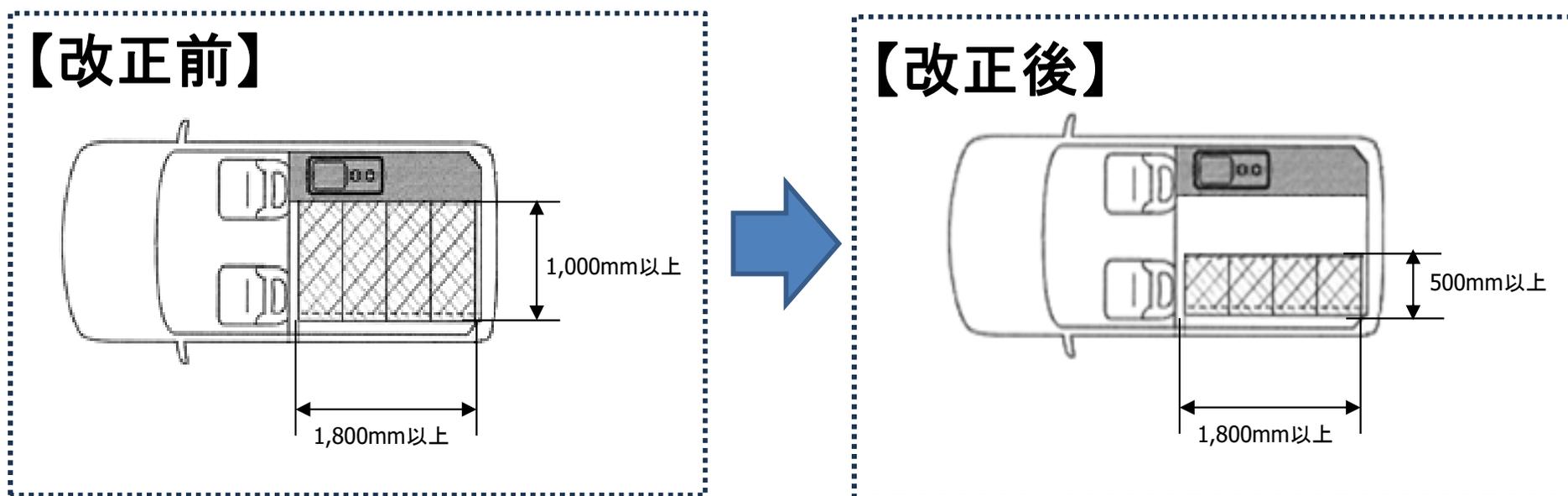


P151~154

キャンピング車構造要件の見直しについて

② 就寝設備の最低数の見直し

乗車定員3名以下の自動車について、就寝設備の最低数を大人2名分から1名分に変更しました。



: 就寝設備

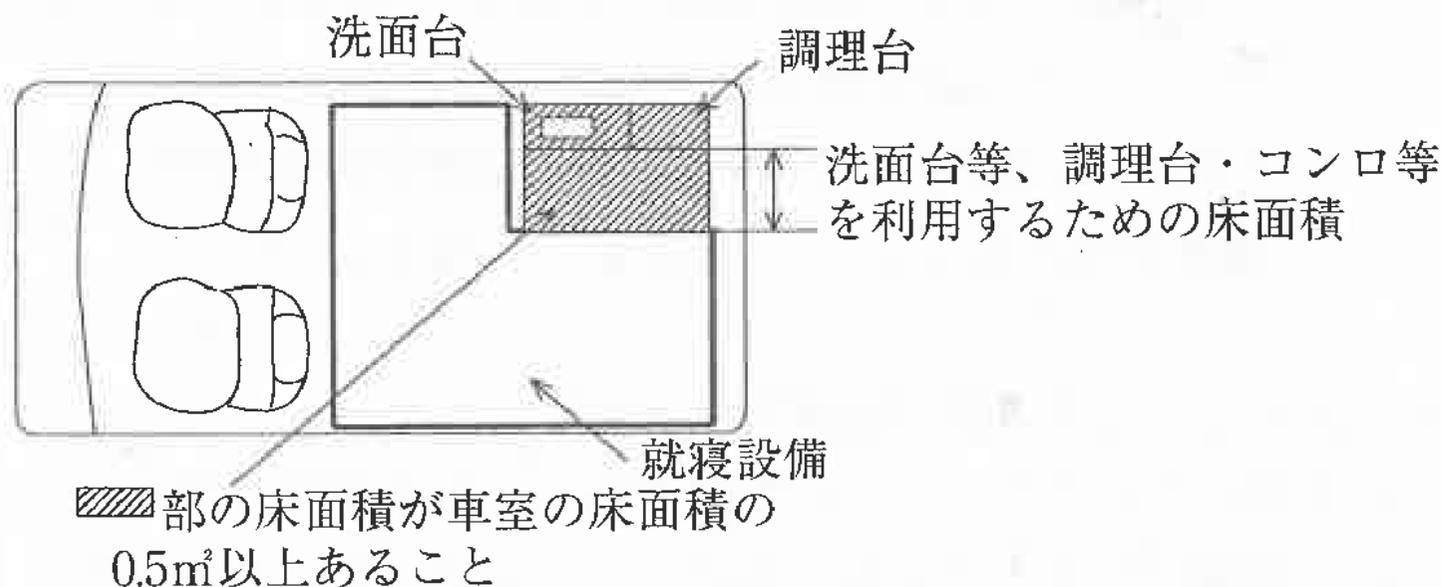
※ 大人一人当たりの就寝設備の寸法は、長さ1800mm以上、幅500mm以上。

キャンピング車構造要件の注意点について

水道設備の洗面台等及び炊事設備の調理台・コンロ等並びにこれらの設備を利用するための場所の床面への投影面積は、**0.5m²以上**あること

水道設備の洗面台等の投影面積＋炊事設備の調理台・コンロ等の投影面積＋利用するための者の足を置く床面積 \geq **0.5m²以上**あること

例：水道設備0.5m²＋0.2m²＋利用面積 0 m²＝0.7m² \geq 0.5m²



マフラー(消音器)に対する騒音対策

対象自動車:平成22年4月1日以降に製作された自動車

騒音低減機構を容易に除去できる構造の
マフラーの装着を禁止

【不適合例】

インナーサイレンサーがボルト止め、ナット止めにより
取り付けられており、恒久的な取り付けではないもの

P202

マフラー(消音器)に対する騒音対策

加速走行騒音規制適用車(H28年騒音規制以前) 車検証記載例

使用の本拠地の位置	
有効期間の満了する日	
<u>備 考</u> 平成12年騒音規制車、近接排気騒音値規制97dB マフラー加速騒音規制適用車	

マフラー(消音器)に対する騒音対策

加速走行騒音規制適用車(H28年騒音規制車) 車検証記載例

使用の本拠地の位置	
有効期間の満了する日	
<p>備 考</p> <p>平成28年騒音規制車、騒音カテゴリM1A1A 近接排気騒音値 85dB,測定回転数3,750rpm (旧基準適用時 測定回転数 4,500rpm)</p> <p>マフラー加速騒音規制適用車</p>	

マフラー加速騒音規制 適合例(使用過程車)

【適合例1】 : 指定自動車等の標準の消音器

【適合例2】 : 性能等確認済表示(全開加速)
※定員11人以上又は車両総重量3.5tを超える自動車を除く

(表示例) 【△△△△】 - ○○○○○○○○○S

確認機関

EG1

原動機型式

識別番号

(性能等確認済表示例)



【適合例3】 : 性能等確認済表示(市街地加速)

(表示例) 【△△△△】 - ○○○○○○○○○P

EG1

80dB

← 近接排気騒音値

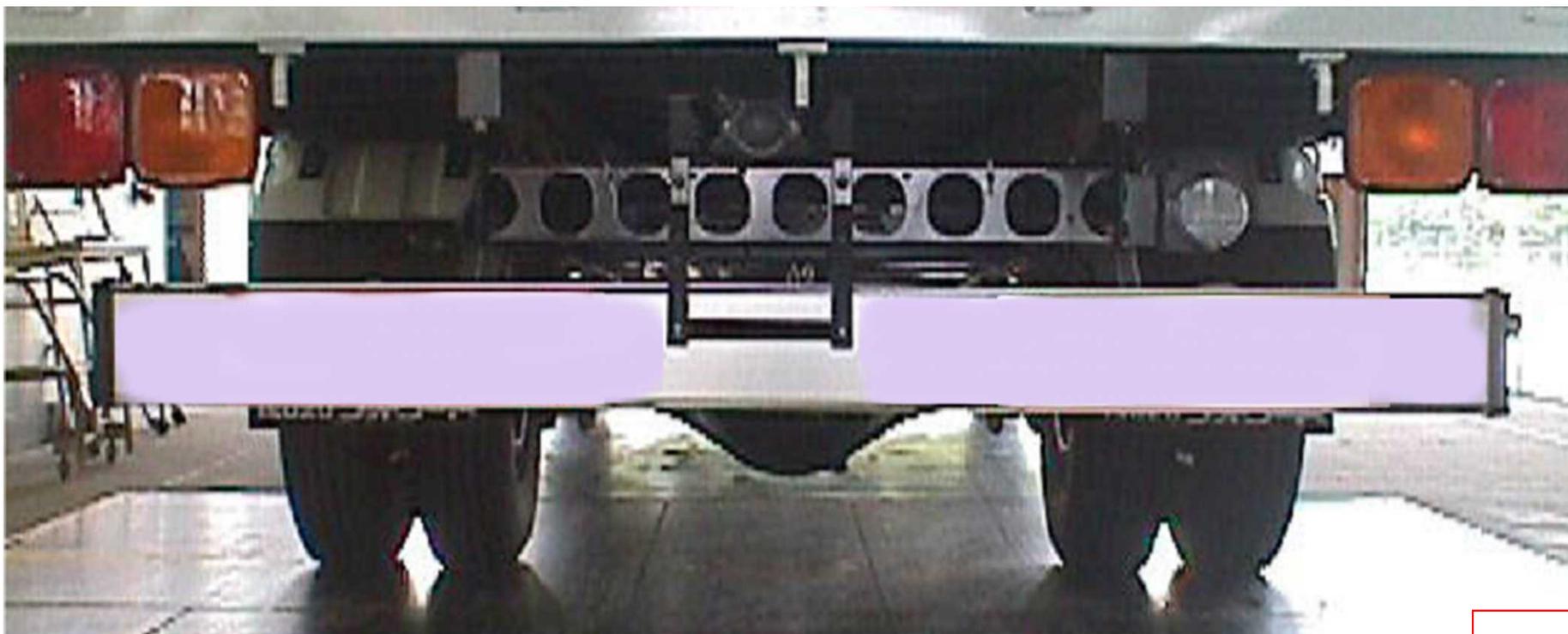
※その他にも適合する事例がありますので、詳細は審査事務規程をご確認下さい。

大型後部突入防止装置 協定規則第58号第3改訂版の適用について

【対象】

次の自動車に備える突入防止装置

- ・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車
- ・ポールトレーラ



P190

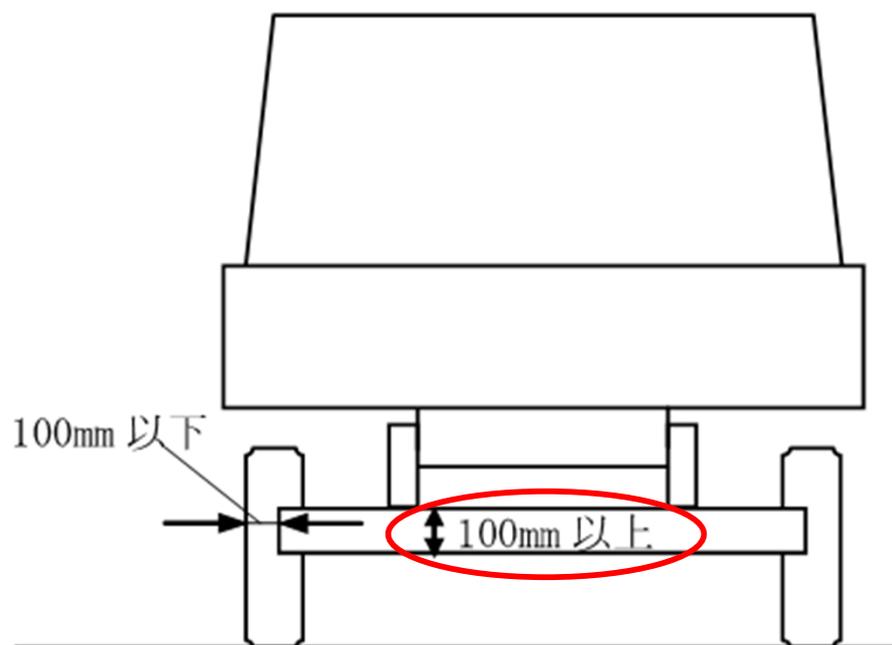
大型後部突入防止装置 協定規則第58号第3改訂版の適用について

(適用時期)

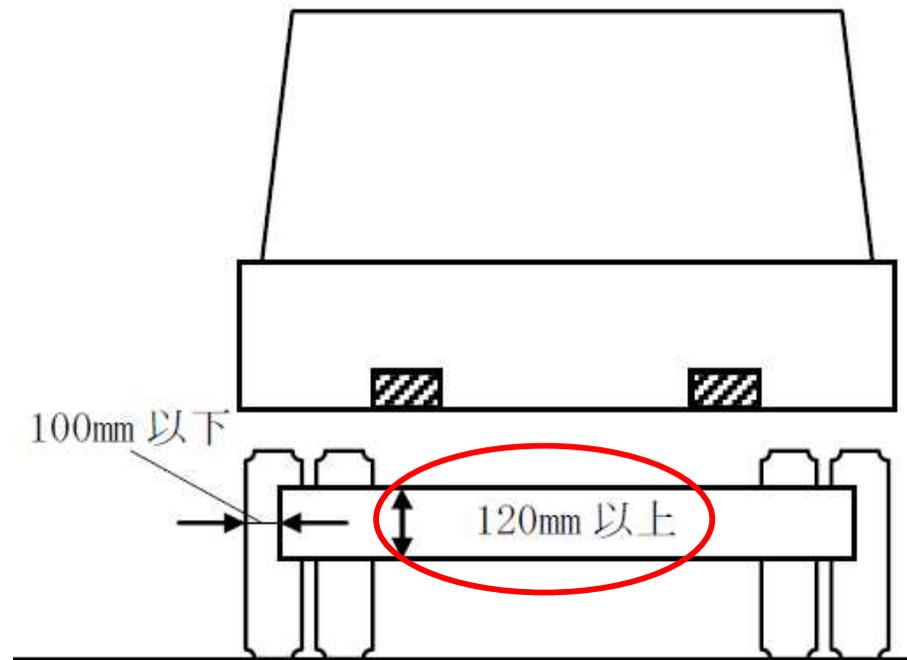
新型車：令和元年9月1日以降の製作車

継続生産車：令和3年9月1日以降の製作車

車両総重量8t以下の自動車



車両総重量8tを超える自動車



平成18年1月以降の灯火について

ローダウン改造した自動車の前部霧灯、
後部反射器の取付高さにご注意ください。



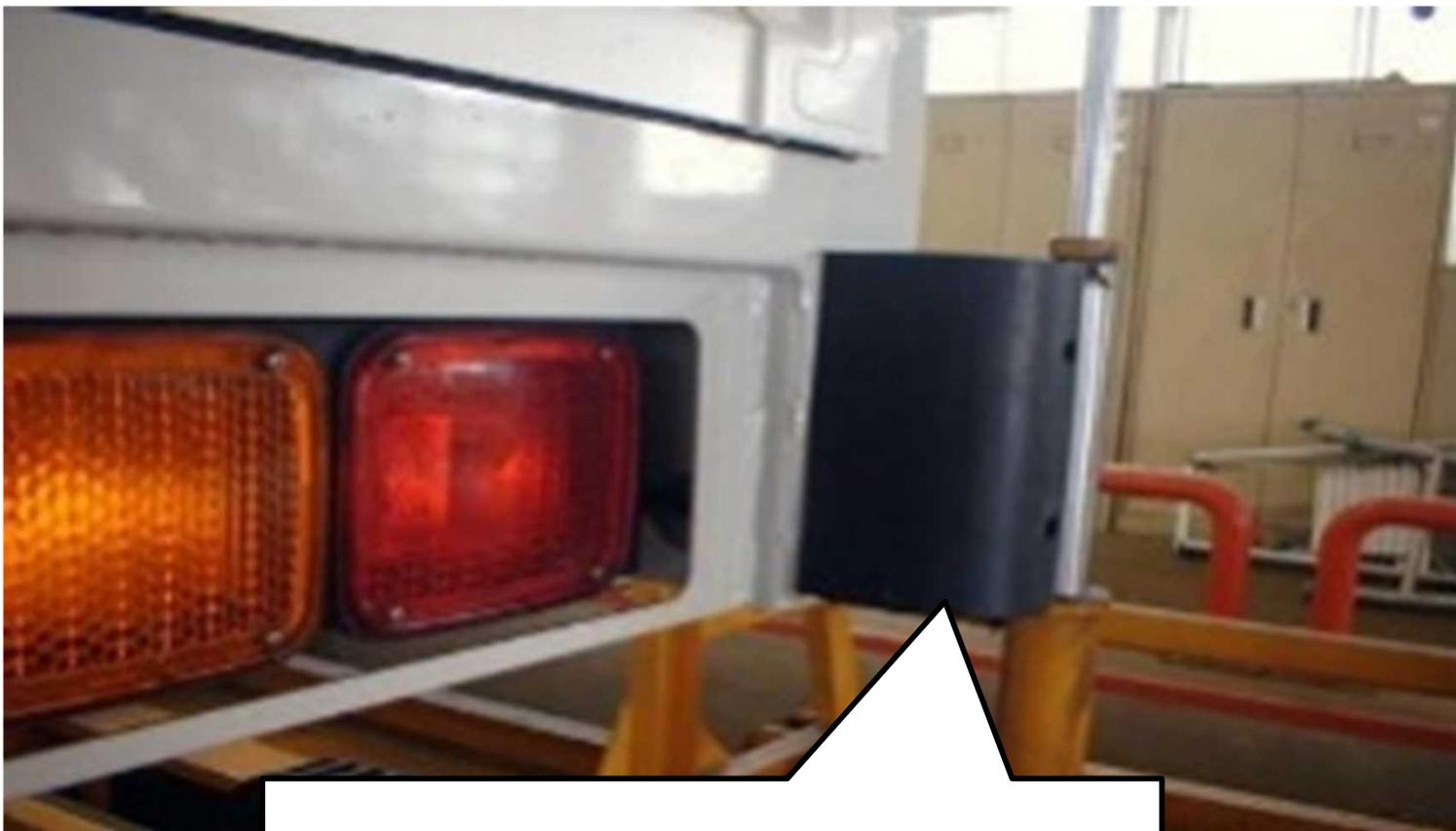
前部霧灯
下縁高さ
地上250mm
以上

反射器
下縁の高さ
地上250mm
以上



平成18年1月以降の灯火について

灯火器の視認角度



制動灯の外側視認角が不適
合となる可能性がある

灯火器の個数、視認角度



【平成28年以降の製作車】

長さ6mを越える貨物自動車には、

- ・少なくとも後退灯が2個必要。
- ・左右対称に取付ける必要があります。

【平成18年以降の製作車】

後退灯、制動灯、方向指示器などの灯火器を奥に移設している場合、視認角度の要件を満たさない場合があります。

灯火器の個数、視認角度

【平成28年以降の製作車】
長さ6mを超える自動車に後退灯を4個備えた事例



尾灯及び車幅灯が点灯していない状態では、後退灯は2個点灯している。
(車両中心線に対し対象の位置)



尾灯及び車幅灯が点灯している状態では、後退灯は4個点灯している。
(車両中心線に対し対象の位置)

連鎖式方向指示器について

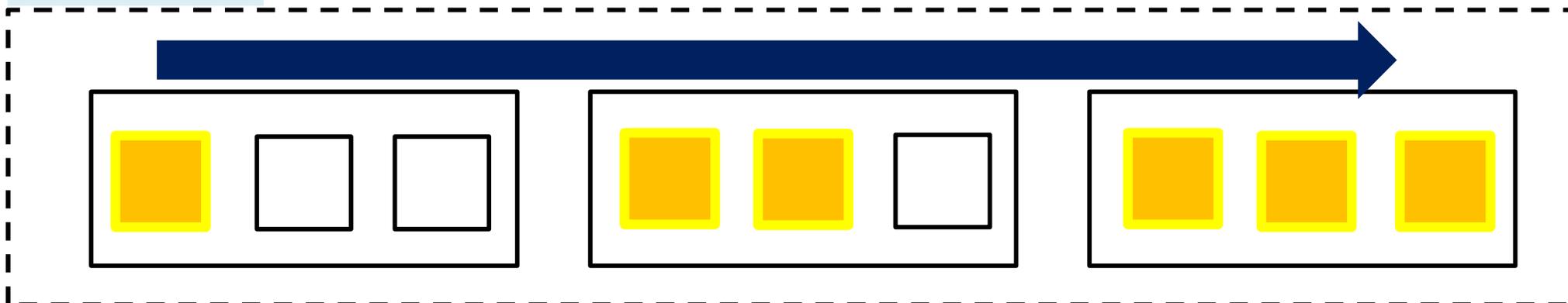
連鎖式方向指示器(いわゆる「シーケンシャルウインカー」とは

一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器(自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。)又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

連鎖式方向指示器について

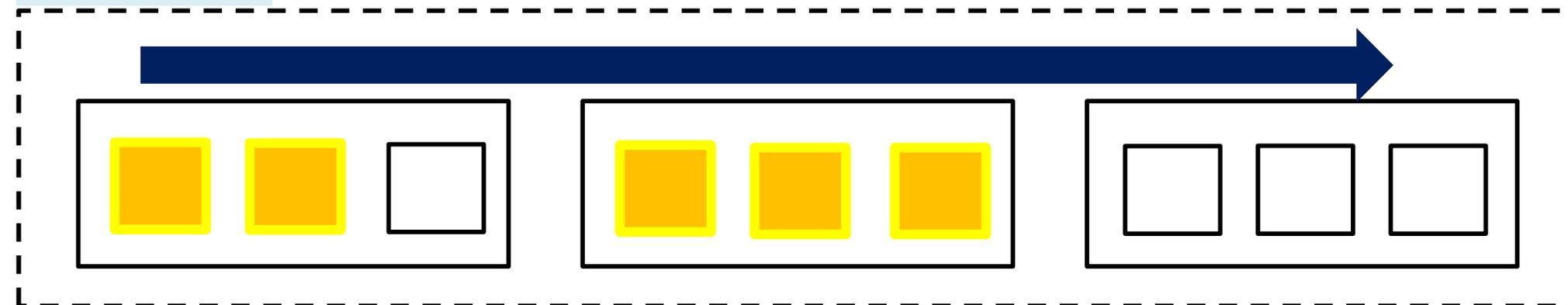
- ① 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続ける
ものであること。

【適合例】



- ② 全ての光源は、同時に消灯するものであること。

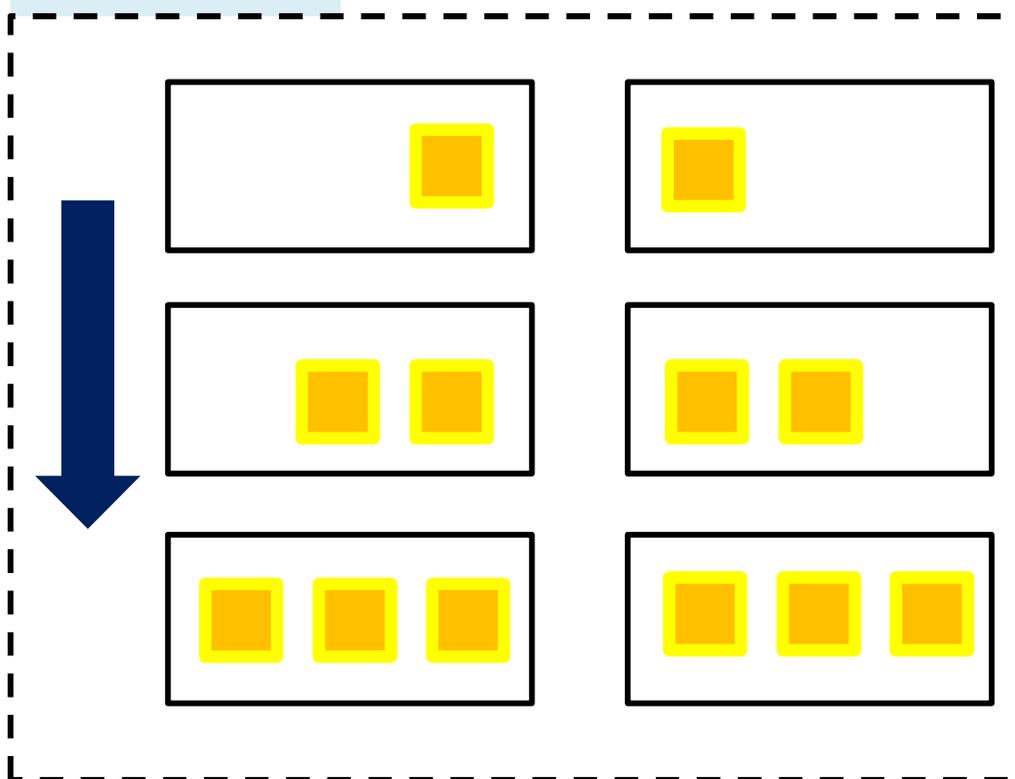
【適合例】



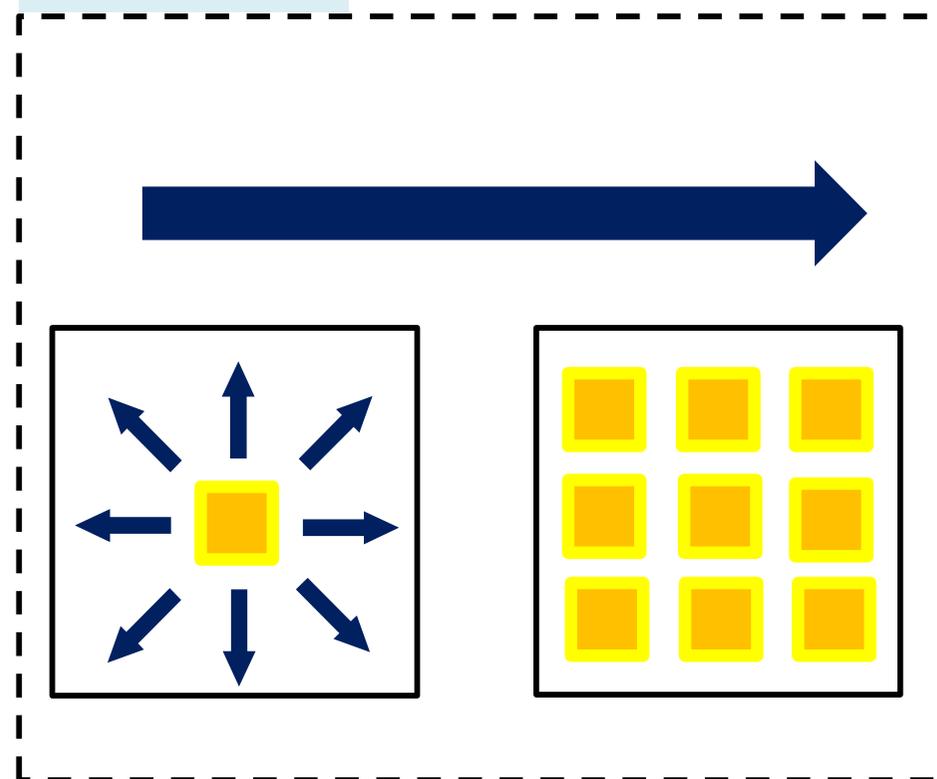
連鎖式方向指示器について

- ③ 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。

【適合例】



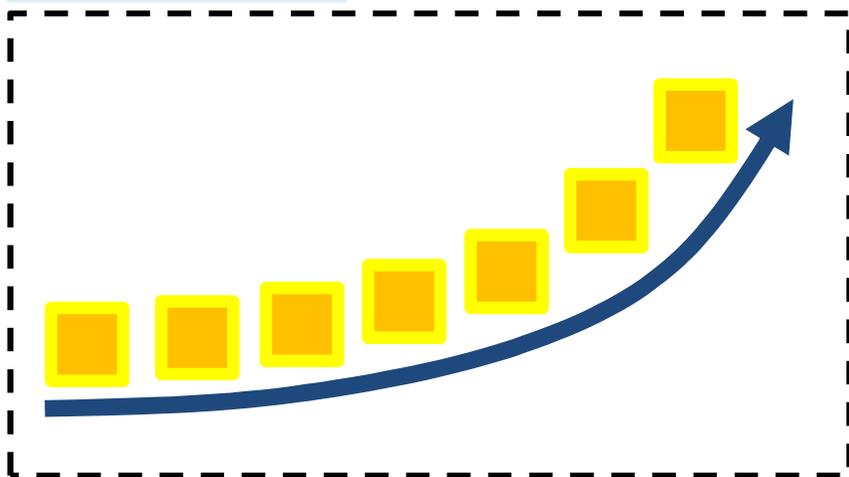
【適合例】



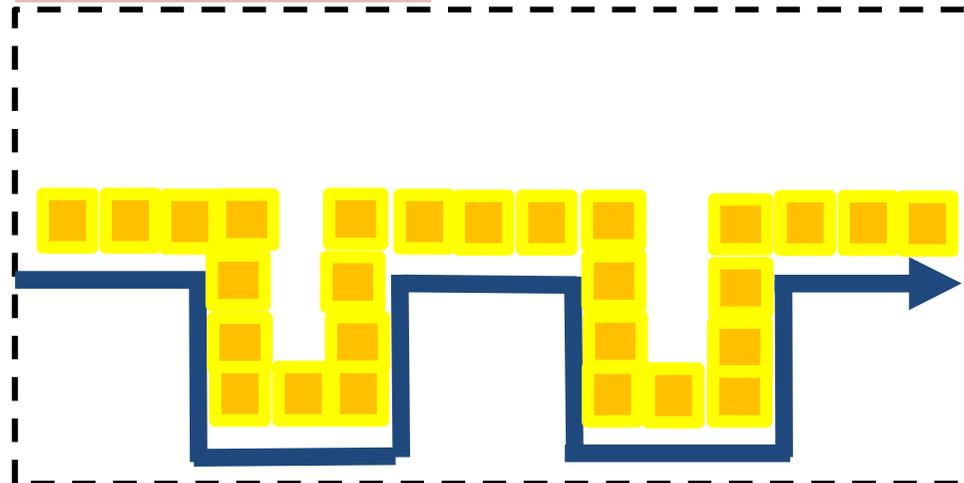
連鎖式方向指示器について

④各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。

【適合例】



【不適合例】

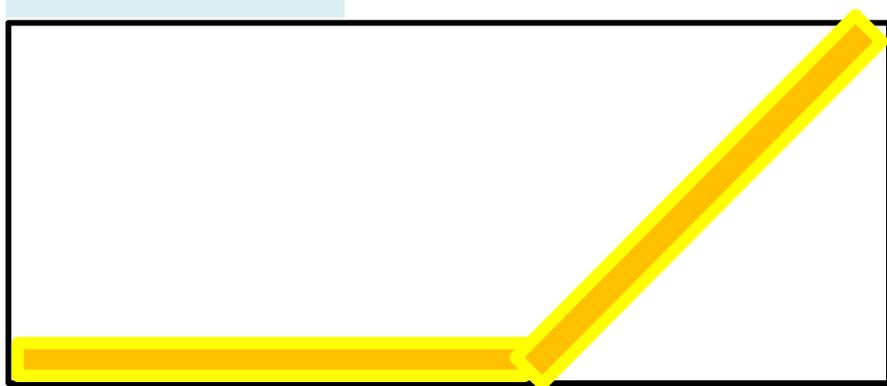


連鎖式方向指示器について

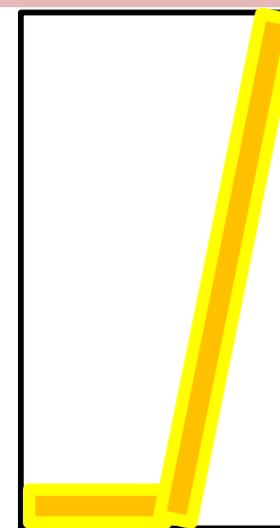
⑤方向指示器(③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。)の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。

※H面: 灯火器の基準中心(灯火等の製作者が定める基準軸と発光面との交点をいう。)を含む水平面をいう。

【適合例】



【不適合例】



横の長さが縦の長さの1.7倍以上でなければならない

二輪自動車の保安基準改正について

【適用時期】 新型車 令和5年9月1日～

【対象車両】

- ・二輪自動車 ※側車付二輪自動車は除く

【改正概要】

他の交通からの被視認性の向上のため、二輪自動車には、「二輪自動車等の灯火器等の取り付けに係る協定規則(UN-R53)」の要件に適合する昼間走行灯(DRL)を備えることができる。また、車幅灯及び側方反射器を備えなければならない。

二輪自動車に備える車幅灯について

【車幅灯】

・装備要件

自動車の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。
ただし、二輪自動車にあつては、灯光の色が白色である場合に
あつては前面に1個備えればよい。

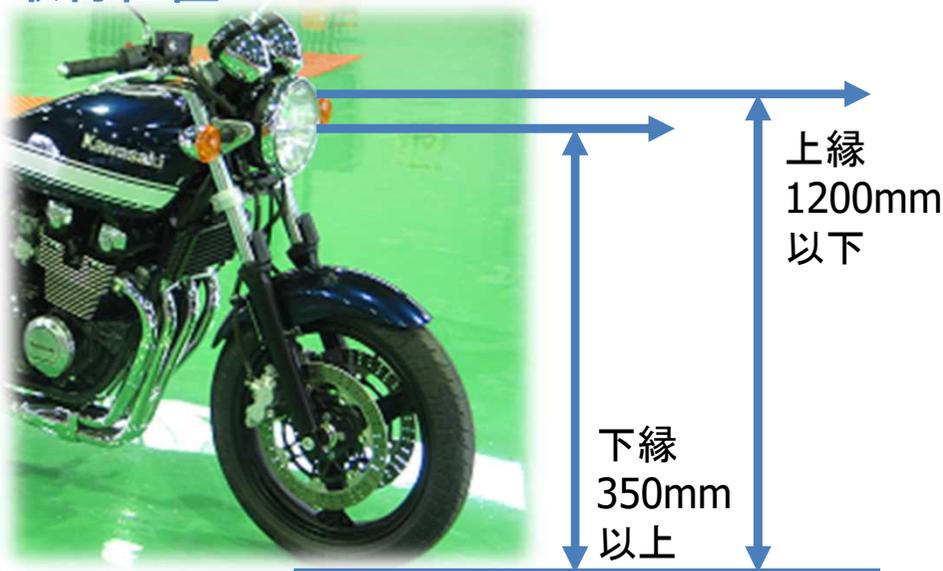
・性能要件

- ①光源 5w以上30w
- ②照明部大きさ 15cm²以上
- ③白色または橙色

・取付要件

- ①個数 2個。ただし灯光の色が白色である場合は1個。
- ②取付位置 照明部の上縁高さ1200mm以下、下縁350mm以上
- ③視認要件 水平面より 上方 15° 下方 15°
左右それぞれ備えるもの 内側方向 20°
外側方向 80°

取付位置



二輪自動車に備える側方反射器について

【側方反射器】

・装備要件

二輪自動車の両側面には、側方反射器を備えなければならない。

・性能要件

- ① 反射部の大きさ 10cm²以上
- ② 橙色または赤色（赤色は側面後部に備える場合のみ）

・取付要件

側面ごとに1個または2個（新車の検査時）

二輪自動車に備える側方反射器について

取付要件

①取付位置 照明部の上縁高さ900mm以下、下縁300mm以上



二輪自動車に備える側方反射器について

②視認要件

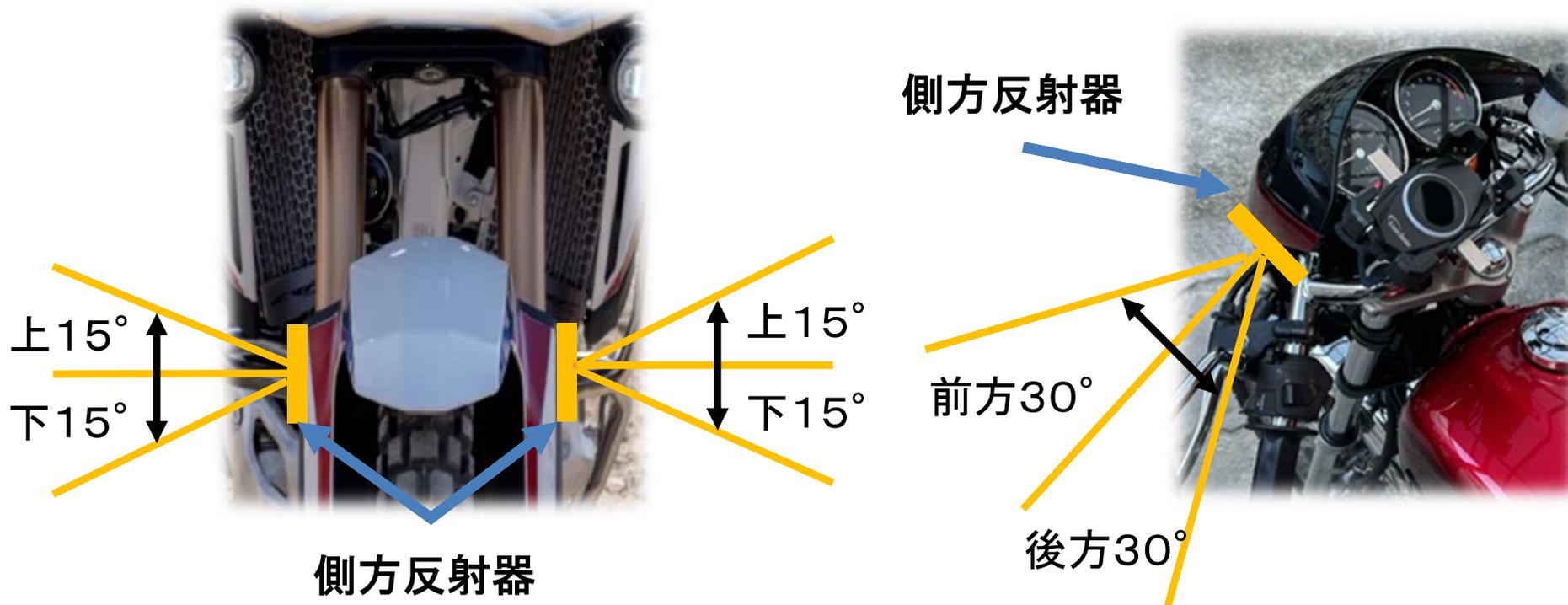
水平面より 上方 15° 下方 15°

進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の

前方向 30° 後方向 30°

側方反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように
取付けられている場合にあつては、下方 5° の平面

※H面とは反射器の基準中心を含む中心面



令和5年9月1日以降に製作された二輪自動車に 備える灯火の取付け位置について

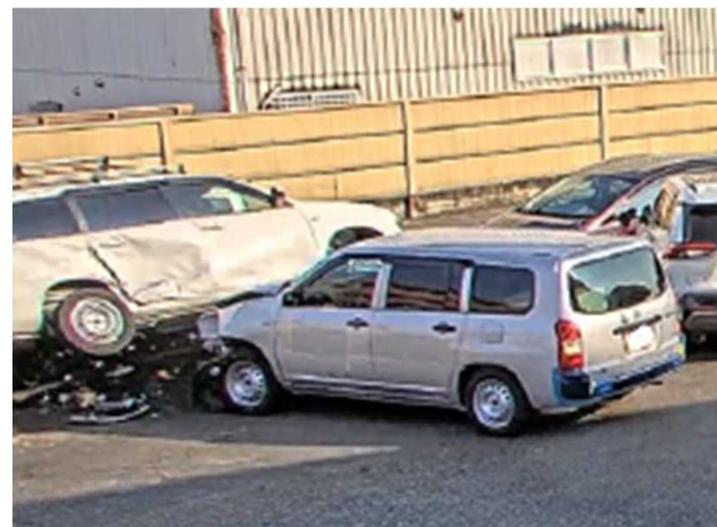
装置名	個数	上縁高さ	下縁高さ	取付要件	視認要件
走行用前照灯	1個又は2個	1,300mm以下	500mm以上	走行用前照灯は左右同数(1個備える場合を除く。)かつ前面が左右対称の際は対象の位置。側方にすれ違いを備えるものは対象の位置。	
すれ違い用前照灯	1個又は2個	1,200mm以下	500mm以上	前面が左右対称の際は対象の位置。側方に走行用を備えるものは対象の位置。	
前部霧灯	3個以上点灯しないこと	1,200mm以下	250mm以上	1個備える場合を除き左右同数、左右対称の位置。	上方 5° 下方 5° 内側 10° 外側 45°
昼間走行灯	1個又は2個	1,500mm以下	250mm以上	2個備える場合は対象の位置 最内縁420mm以内(すれ違い等と構造上一体及び兼用除く)	上方 10° 下方 10° 内側 10° 外側 20°
尾灯	1個備えればよい	1,500mm以下	250mm以上	左右対称の位置。(後面が左右対称でない自動車除く)	上方 15° 下方 15° 内側 20° 外側 80° 中心に備える時左右80°

装置名	個数	上縁高さ	下縁高さ	取付要件	視認要件
後部霧灯	後部霧灯を備えることができる。	900mm以下	250mm以上	前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあっては、点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。	上方 5° 下方 5° 内側 10° 外側 25°
後部反射器	後部反射器を備えなければならない。	900mm以下	250mm以上	両側に備える場合左右対象の位置 1個備える場合車両中心面上	上方 15° 下方 15° 内側 10° 外側 30° H面の高さが地上 750mm未満 下方5° 中心に備える時左右30°
制動灯	1個備えればよい	1,500mm以下	250mm以上	後面の両側に備える場合左右対称の位置	上方 15° 下方 15° 内側 10° 外側 45° 中心に備える時左右45°
方向指示器		1,200mm以下	350mm以上	前方方向指示器、照明部最内縁 240mm以上 後方方向指示器、照明部最内縁 180mm以上	上方 15° 下方 15° 内側 20° 外側 80° H面の高さが地上750mm未満 下方5°

事故防止について

事故防止について

検査コース内での「暴走」や「運転操作ミス」による事故が多く発生しております。



降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認をお願いします。

慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を心がけて下さい。

P234~P235

機器更新工事について

コース閉鎖のお知らせ

閉鎖コース: 7コース
期間: 令和7年8月30日～ 令和8年2月中旬(予定)

近畿検査部

閉鎖コース: 6コース
期間: 令和7年10月11日～ 令和8年2月中旬(予定)

なにわ事務所

閉鎖コース: 2コース
期間: 令和7年10月4日～ 令和8年2月下旬(予定)

滋賀事務所

機器更新に伴い検査コースの閉鎖をさせていただきます。
工事期間中、皆様方にはご迷惑をお掛けしますが
ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。



ご清聴ありがとうございました



独立行政法人
自動車技術総合機構